

木材利用の推進と合法木材に対する需要の拡大について

林野庁木材利用課

総括課長補佐 今 泉 裕 治

木材（特に合法木材）利用の意義等

- 国土の保全など森林の多面的機能の確保（木材収益が森林の管理・経営に還元）
- 再生産可能でエネルギー消費が小さい資材である木材を利用することによる「循環型社会」の構築
木材が持続的に生産・利用されることが大前提。合法性の証明はその一手段。

我が国の木材利用の現状

- 木材需要量 年間約 8 0 0 0 万 m³（丸太換算）、用材自給率 2 4 %（H 2 0）
人口 1 人当たり 約 0 . 6 3 m³
（世界平均 約 0 . 5 2 m³ このうち用材は約 0 . 2 4 m³）

違法伐採総合対策推進協議会の提言

- 「合法木材供給システムを維持発展させるためには、供給側に合法木材の実需が見えてくることが決定的に重要」

木材をめぐる競争

木材 v s 非木材（金属、プラスチック等）

合法性が証明された木材 v s 合法性が証明されていない木材

ユーザー・消費者のニーズは？

材としての品質・性能、価格、供給の量・安定性、環境負荷、産地など

公共建築物・公共調達における木材利用

- 公共建築物の木造率は極めて低い状況
建築基準法等の制約を考慮しても、年間数十万～百数十万 m³（丸太ベース）規模の需要拡大の余地（推定）
- 地方自治体におけるグリーン調達
全都道府県で合法木材の調達を規定（ただし、ごく一部の県では「配慮事項」とどまる）

- 地方自治体では、庁舎等の建築は原則木造とする指針等を定めているケースも
- 農林水産省では「農林水産省木材利用拡大行動計画」を定め、率先して庁舎、補助事業の対象施設、公共土木工事、物品の購入における木材利用を推進
- 文部科学省と連携して、木の学校づくりを普及拡大

木材需要の拡大に向けた今後の取り組み

- 木材利用に係る環境貢献度の「見える化」
- 木造建築の担い手育成、部材開発
- 木質バイオマス、土木用資材など新たな用途での利用
- 企業の事業活動（店舗、オフィスなど）における木材利用

民主党政策集 INDEX2009

木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進

木材自給率 50%を目標として設定し、零細で多段階の木材流通体制を大胆に見直し、効率化を図ります。それにより、木材関連産業を活性化し、中山間地域を中心に 100 万人の雇用拡大を実現します。

また、木の地産地消、顔の見える木材による家づくりを促進するとともに、公共的建築物における地域材の優先使用・利用拡大を推進し、木の文化の再生と持続可能な循環型社会を構築します。

さらに、エネルギー自給率の向上と地球温暖化防止に大きく貢献する観点から、太陽光（熱）、風力、地熱、小水力、木質バイオマス等を持続可能な自然エネルギーとして利活用することとし、エネルギー素材の供給という役割により山村の活性化を推進します。

なお、違法伐採による外材の輸入を規制するため、「森林の適切な経営」に基づく木材であることを証明する「トレーサビリティ（追跡可能性）システム」を導入します。

公共建築物の木造率

(単位: %)

	H15	H16	H17	H18	H19	
公共建築物	棟数ベース	23.1	22.9	20.2	19.4	19.0
	床面積ベース	6.7	7.2	5.8	5.7	4.9
全ての建築物の合計	棟数ベース	69.5	69.7	69.6	69.7	70.8
	床面積ベース	36.6	35.6	34.0	34.0	35.4

注 (1) 各年において着工した建築物における木造率である。
 (2) 公共建築物とは、国、都道府県、市区町村が建築主となっているものの計である。
 資料：国土交通省「建築統計年報」をもとに作成

21 林政利第56号

平成21年8月28日

各都道府県 林務担当部長 あて

林野庁林政部木材利用課長

木材貿易対策室長

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の利用拡大について

常日頃、木材・木材製品の利用拡大にご尽力を賜り感謝申し上げます。

平成18年にグリーン購入法に基づき策定された「環境物品等の調達に関する基本方針」において、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品（合法木材）が政府調達の対象とされました。これを受けて林野庁では、合法木材の円滑な供給体制を整備するために「違法伐採総合対策推進事業」を平成18年度から3か年にわたり実施してきたところです。その結果、7600に上る団体、事業体が合法木材の供給に取り組み、政府調達に必要な供給体制は一定程度整備されたものと考えております。

さらに本年度からは、「合法性等の証明された木材の普及促進事業」を実施し、合法木材の情報サイトである「合法木材ナビ」(URL:<http://goho-wood.jp/>) について、より分かりやすいものとなるよう、内容の充実を図ることとしております。また、民間企業や消費者を対象とした説明会やイベント展示、パンフレットの配布等を通じて、合法木材の普及・啓発活動を行うこととしております。林野庁としてはこれらを通じて、これまで以上に合法木材の利用拡大に取り組んで参る所存であります。

つきましては、貴都道府県におかれましても、物品の調達、公共工事等において木材・木材製品を使用する場合には、グリーン購入法及び「農林水産省木材利用拡大行動計画」(平成15年8月策定、20年5月改正)の趣旨を踏まえ、積極的に合法木材を利用していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

また、平成21年度補正予算「森林整備加速化・林業再生事業」等により、学校の武道場や社会福祉施設等、木造公共施設の整備を行う場合にも、合法木材を積極的に利用していただくよう併せてお願い申し上げます。

担当：林野庁木材利用課 利用推進班 後藤（21年度補正予算）

木材貿易対策室 貿易第1班 滝（合法木材）

電話番号：03-6744-2297、03-3502-8063

農林水産省木材利用拡大行動計画

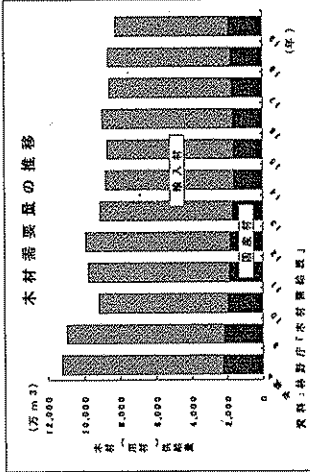
(平成15年8月策定、平成20年5月一部改正)

趣旨

「先づ隙より始めよ」

平成20年から始まる京都議定書の第1約束期間における削減約束の達成のためには間伐等の森林の整備を実施することが必要であり、それを促進するためには木材の利用推進が不可欠。

木材の需要を拡大させるためには、公共部門において木材利用の拡大を図り、民間部門の先導的役割を果たしていくことが重要。



農林水産省自らがより一層の木材利用の拡大に取り組む「農林水産省木材利用拡大行動計画」の策定

原則 木造・木質化・木製品

行動計画のポイント

1. 農林水産省一関係機関を挙げて取り組む
2. 具体的な目標を設定
3. 取組の成果について年度毎に検証
4. 取組みの普及促進
5. 違法伐採対策の推進

取組の対象及び木材利用拡大の目標

公共土木工事

◎「グリーン公共事業の推進」という取組方針の下に、木材の使用を増加する。
 ・柵 木製100%
 ・土工等 木材の使用量を基準年の2倍程度へ

補助事業対象施設

◎補助事業の対象施設は、木造率100%
 ・都市農山漁村総合交流促進施設
 ・地域資源活用起業支援施設等

庁舎等の施設

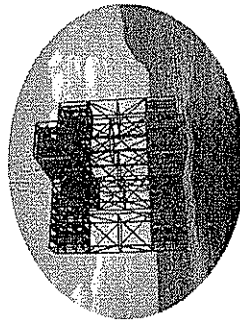
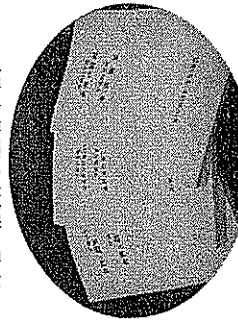
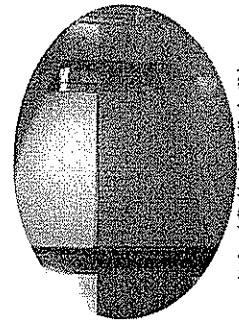
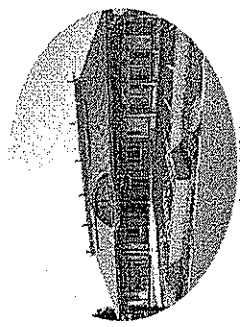
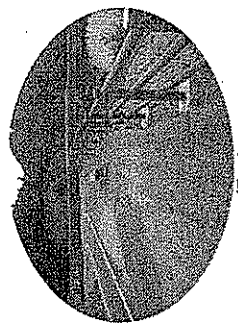
◎本省内の内装の木質化を推進
 ◎森林管理署等の庁舎等の木造率100%

事務机等の備品・消耗品

◎本省の課・室長以上の事務机は、木製へ
 目標100%
 ◎業務用茶封筒は、間伐材等を使用した封筒を使用
 目標100%
 ◎各種会議において間伐材を使った飲料用紙製缶を使用
 目標100%

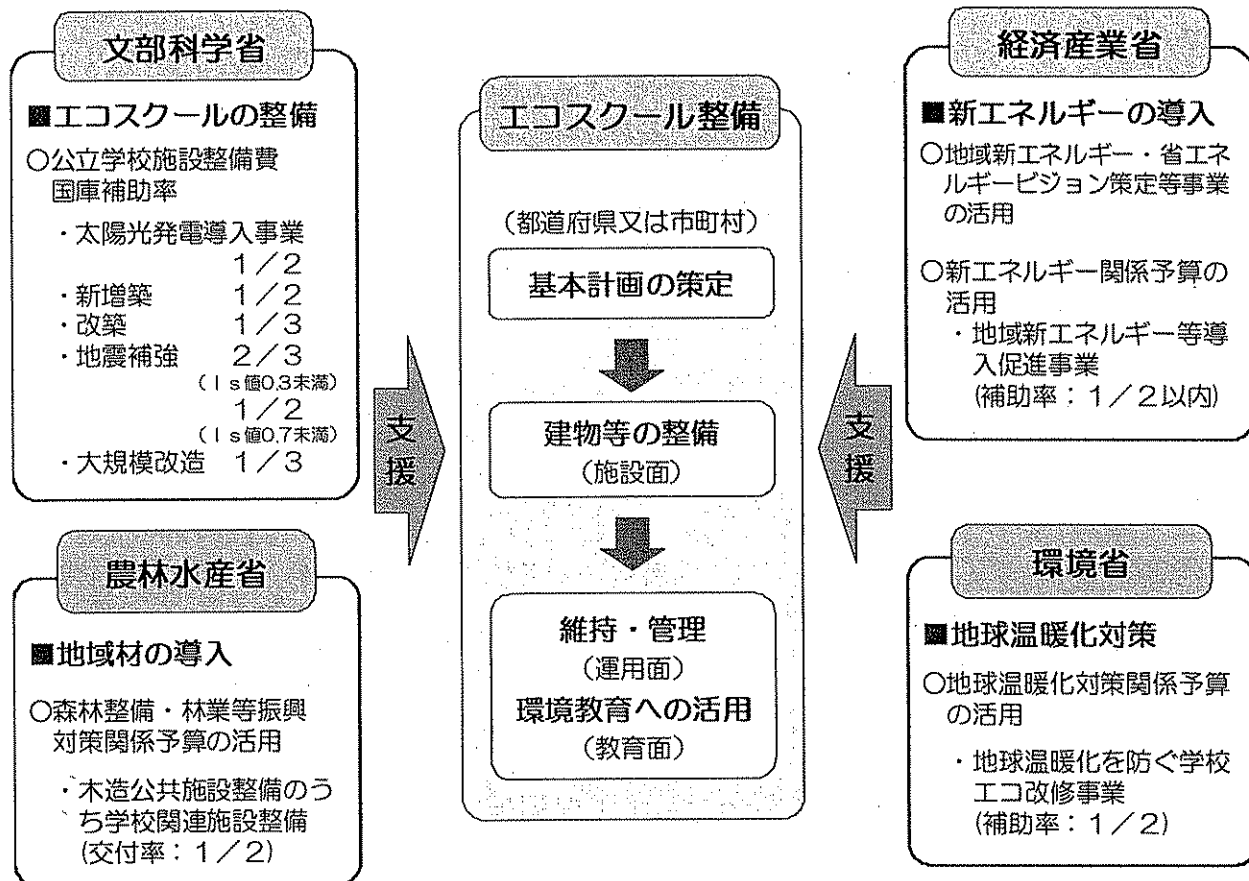
モデル的な取組

◎新たな分野において、木材の利用をモデル的に実施
 ・間伐材を利用した残置式木製型枠の利用
 ・間伐材等をチップ化して植生基材吹き付け工の基礎材として利用
 ・木製ガードレールとして利用
 ・間伐材を魚礁に利用



環境を考慮した学校施設(エコスクール)のパイロット・モデル事業

1. パイロット・モデル事業のフレーム



2. 認定実績 (平成 21 年 4 月現在)

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
18校	20校	20校	41校	58校	88校	97校	98校	101校	70校	79校	104校	122校	916校

3. 経緯

平成 9 年度：「エコスクールパイロット・モデル事業」を開始。

太陽光発電の導入について、経済産業省と連携。

平成 14 年度：地域材等を利用した内装等の木質化について、農林水産省と連携。

平成 17 年度：地球温暖化を防ぐ学校エコ改修や燃料電池の導入について、環境省と連携。

平成21年7月2日

林野庁長官決定

文部科学省大臣官房文教施設企画部長決定

学校の木造設計等を考える研究会 実施要領

1 趣旨

木材は、再生可能でカーボンニュートラルな資源であるとともに加工等に必要なエネルギーも低い「環境にやさしい」資材であり、その利用を通じて「低炭素社会」の構築に大きく貢献することが可能である。また、感触のやわらかさ、あたたかさ、高い吸湿性など、人にやさしい天然素材でもある。

このような木材の利用を学校施設の整備において推進することは、豊かな教育環境づくりを進める上で大きな効果が期待できる。

このため、地方公共団体や設計者等が、学校施設の木造化に取り組みやすくするための方策について検討を行う。

2 検討事項

- ・木材の利用の意義と効果について
- ・木造化に取り組みやすくするための方策について
- ・その他

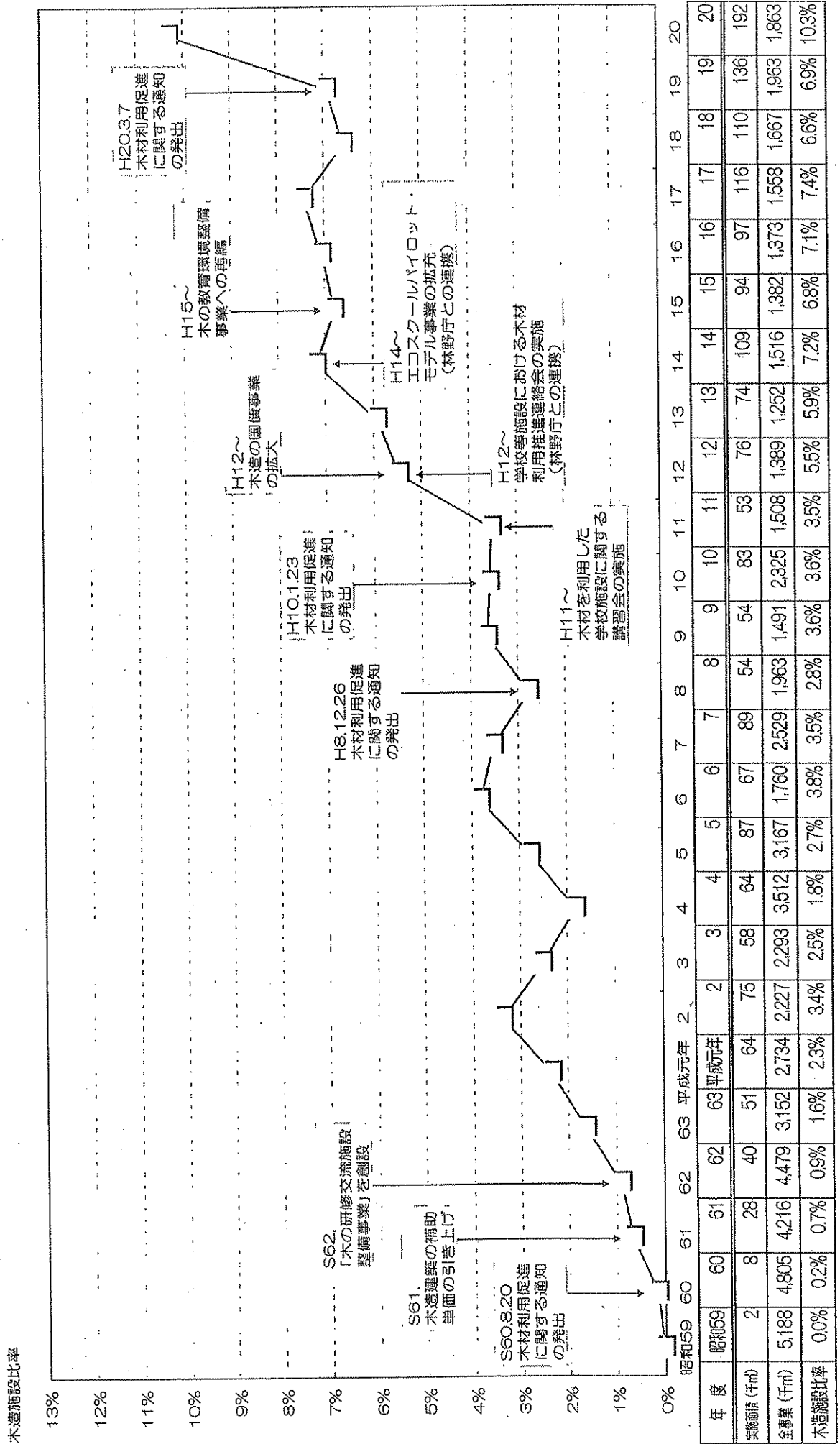
3 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 その他

この研究会に関する庶務は、林野庁林政部木材利用課と文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課において処理する。

公立学校施設における 木造施設の推移及び木材利用推進についての取り組み



国産材の利用拡大と豊富な資源を活用した山村の再生 [平成22年度概算要求]

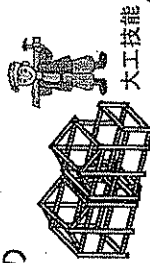
あらゆる分野での国産材利用の拡大に取り組みます。
山村資源をフル活用し、山村の再生を支援します。

国産材需要拡大に向けた取組を支援します。

①地域材を活用した住宅・まちづくりを支援します。

【住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 500百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 18,952百万円の内数】
【地域材利用加速化支援事業 2,470百万円】

- ・木造住宅・建築の担い手育成
- ・国土交通省の住宅等整備と連携した地域材の供給体制の構築
- ・室内空気環境などのデータ取得のための地域材モデル施設整備
- ・住宅部材開発、防火性能向上試験



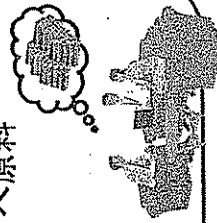
大工技能

等へ定額、1/2等で助成

②国産材資材の開発、国産材市場の拡大を支援します。

【国産材多角的利用促進事業 100百万円】

- ・土木分野等で外材、非木質原料から国産材へ原料転換を図る技術開発
- ・国産材資材を安定供給する仕組みづくり
- ・国産材優良木材の新規用途開発



等へ定額で助成

違法伐採対策を推進します。

⑤合法木材の利用を推進する取組を支援します。

【違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業 150百万円】

- ・合法性証明の検証や合法木材の普及等へ定額で助成

③木質バイオマスの利用拡大の取組を支援します。

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 581百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 18,952百万円の内数】
【素材・森林バイオマス資源流通コーディネート事業 50百万円】

- ・木質ペレットストーブの性能向上のための共同開発
- ・森林バイオマス利用者と供給者の需給マッチング等へ定額、1/2等で助成

④木材利用を推進する企業の取組を支援します。

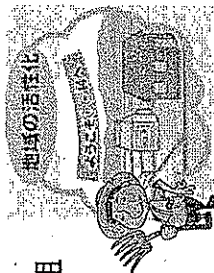
- 【木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業 150百万円】
- ・企業等のニーズに応じた情報提供や見える化に向けた取組等へ定額で助成

豊富な資源を活用した山村の再生を支援します。

⑥山村固有の資源をフル活用し山村の再生を支援します。

【山村再生総合対策事業 330百万円】
【社会的協働による山村再生対策構築事業 350百万円】
【森林総合利用推進事業 91百万円】
【特用林産物消費・流通総合支援対策事業 90百万円】

- ・山村の活性化に向けたプランづくり
- ・森林資源を活用した低炭素化に向けた取組
- ・里山林再生の地域モデル構築
- ・特用林産物の新規利用拡大に向けた取組



地域の活性化

等へ定額、1/2で助成

注:ここにご紹介したのは本対策による支援の一例です。